

改革の方向性(平成19年3月時点)

1 公社等の概要					
(1)公社等名	宮崎県道路公社	(2)県所管部・課	土木部 道路建設課		
(3)所在地	宮崎市橋通東2丁目7番18号	(4)ホームページ	http://www.miyazaki-dk.or.jp/		
(5)設立年月日	昭和46年9月1日	(6)代表者	理事長 城倉 恒雄		
(7)総出資額	2,987,000千円	(8)県出資額	2,987,000千円	(9)県出資比率	100%
(10)公社等概要	当公社は、交通需要の増大に対処するため、民間資金を活用した地方的な幹線道路を整備促進して、交通の円滑化を図り、もって地方における住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的に、「地方道路公社法」に基づき設立された。				
(11)事業概要	「地方道路公社法」第21条による有料道路事業を実施。 (1)一ツ葉有料道路(北線・南線)及び小倉ヶ浜有料道路の料金徴収並びに維持管理業務 (2)附帯施設管理業務				
2 改革の方向性					
(1)これまでの改革の取組、成果(H16~H18)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年4月、土地開発公社、住宅供給公社と事務局の統合を行い、組織の簡素化、運営の効率化、経費の削減等を行った。 ・平成17年度、利用交通量の推計に基づく収支シミュレーションや県民や利用者に対して一ツ葉有料道路に関するアンケート調査を実施。その結果、一ツ葉有料道路について、「北線の料金値下げを行い、料金徴収期間を延伸して、県出資金を含む未償還金全額を償還する。」方針を決定。 ・平成18年度、一ツ葉有料道路北線のさらなる利用促進を図る観点から、5~6月に料金値下げ実験を実施し、交通量の増加や周辺道路の渋滞緩和等の成果を得た。その結果、新料金設定や料金徴収期間の延伸(平成32年2月28日まで)を行うこととし、平成19年4月1日から実施することとした。 				
(2)今後の改革に向けての現状・課題	公社等のあり方		平成19年4月1日から実施する新事業計画(一ツ葉有料道路の新料金や料金徴収期間の延伸)に基づき、未償還金の処理を適切に行う。		
	経営	経営・事業運営	一ツ葉有料道路北・南線の共通回数券を作成するなどさらなる利用者の利便性の向上に努め、収益の確保を図る必要がある。		
		財務	単年度では償還準備金の繰入(損益上の黒字)を計上するなど経営的には概ね良好に推移しているが、未償還金の計画的な償還のため引き続き管理経費の削減に努める必要がある。		
		組織	事業運営に見合った体制の整備を図り、効率的な業務執行を行う必要がある。		
	県と公社等の関係		<ul style="list-style-type: none"> ・県職員の人的関与8名(常勤役員3名、職員5名の就任・派遣)あり。 ・県からの貸付金(短期・長期)あり。 		
情報公開		平成16年10月にホームページを開設し、定款、役員名簿、事業報告書、事業計画書等の情報公開をしている。			
(3)改革の方向性(見直し視点)	新事業計画(一ツ葉有料道路の新料金や料金徴収期間の延伸)に基づき、利用促進による収入の増加や管理費等圧縮による財務改善に取り組み、県出資金を含む未償還金全額の早期償還に努める。				
3 改革実施工程					
	取組内容	H19	H20	H21	
公社等のあり方見直し					
公社等の経営見直し					
経営・事業運営改善	北線の利用促進広報活動の実施	→			
	回数券販売促進活動の実施	→			
財務改善	管理費削減等の実施	→			
組織等適正化	適切な業務執行体制の構築	→			
県と公社等の関係見直し					
人的支援見直し	県職員の役職員就任・派遣の見直し	→			
財政支出見直し					
情報公開推進					